

## 第十四編 生活費問題

### 概説

生活難を感ずる者は主として確定収入に由つて生活する廣義の賃銀生活者である。彼等は収入に於て一定の限度を有し他方無際限の支出を強制される立場にある。反之生産者及商人の生活には弾力がある。賃銀生活者の収入の主たる部分は賃銀である。其支出を決定する主要因は物價の騰落である。従つて生活費問題は歸する所賃銀と物價の歩調の不均衡に要約される。

茲三、四年來賃銀と物價との不均衡は顯著なるものであつた。戦前に比して物價は約三倍餘の上騰を示して居るに係らず賃銀は一倍半乃至二倍しか昂つて居ない。其差違は生活難となつて賃銀生活者の生活を脅かして居たのである。

大正九年三月中旬に至る迄での賃銀物價の逆行は恐らく其極點に到達して居たものであらう。然るに此所に財界の不況が突發して物價は瓦落を演出した。今日では

既に可成りの所迄で下向して居る。然らば生活難は果して緩和されたかと云ふに事實然うでない。其譯は賃銀が又財界の不況につれて下降したのと一つには物價の下落は單に卸賣相場に於てのみ之を見るに過ぎずして小賣相場には一般的に殆んど影響せず、従つて上騰しない迄でも依然として高値を維持して居るからである。

それ故生活費問題が大正九年に演出した短い役割は（一）恐慌前の極度の生活不安（二）恐慌に由る物價低落の福音を憧憬せしめたる其豫想を裏切つて卸賣相場のみが片脚的に暴落し小賣相場は依然として高値を持続し（三）識者、當局の注意は此不合理、不均衡に喚起されたが小賣商人の暴利に對しては遂に無策に終り（四）一方愚直なる國民は生活不安の原因に覺醒するの智識なく徒に消極的對策のみ没頭して居たと云ふ事に歸する。次に少しく詳細に本問題の内容を研究して見よう。

### 第一 生活困難の事實

#### 一 賃銀及物價

東京商業會議所の調査によれば、大正三年六月中の東京市内生活品卸賣物價指數を一〇〇、〇とし同市内同月中の賃銀指數を一〇〇、〇とすれば八年十二月には生活品指數三三三、〇 賃銀指數二五五、〇である。然るに九年三月には前者三五一、〇 後者二九六、〇 九年九月には前者二五三、〇 後者二八八、〇となつてゐるから八年十二月以降漸次賃銀は物價に追従し九月には遂に賃銀指數の方が物價指數より大となつて居る。又大阪市内卸賣物價指數及賃銀指數を比較するに三年七月を基準とする物價指數は八年十二月末には三三五、〇 賃銀指數は二五〇、〇で九年三月末には前者三七二、〇 後者二七三、〇で六月末には前者二八八、〇 後者二六二、〇である。此場合に於ても賃銀指數が財界不況と相俟つて漸次物價指數に追付きつつある事が認めらる。然らば此趨勢が持續したら遂に賃銀指數が物價指數よりも大になり従て生活難も消滅して了ふ譯であるが事

實此所に見遁す可からざる事がある。それは東京市に於ても又大阪市に於ても共に右の場合に於ける物價と賃銀との比較は、常に物品の卸賣相場を賃銀と比較して居ることである。蓋し卸賣相場には經濟原則が敏速に適用され従てそは迅速に騰落するが小賣相場は種々の關係に支配されて容易に動かない。従つて小賣相場が果して卸賣相場の騰落と其軌を一にしたか何麼かは極めて疑がはしいのみならず日本の現狀にては小賣相場は卸賣に比して常に

四、五割高いのであるから實質上賃銀と物價とを比較する上に於ては此卸賣物價指數に四、五割を乗して見なければならぬ。果して之を斟酌して見れば九年九月に東京市の賃銀指數が生活品卸賣指數よりも大であるとは云へそれは實質的に何等の緩和をも示して居ない事が判るのである。このことは次項に之を説明する。

東京市内生増品及賃銀指數(東京商業會議所調査に由る)

年月	穀物	其他食料品	燃料及平均賃銀
三年六月	100	100	100
六年六月	115	118	110
同十二月	115	110	112
七年六月	113	112	111
同十二月	113	111	111
八年三月	117	112	113
同六月	116	112	113
同九月	119	114	115
同十二月	121	113	117
九年三月	129	116	121
同六月	128	115	120
同九月	127	115	119
同十二月	127	115	119

戰時及戰後に於ける東京市物價賃銀對表(東京商業會議所調査)

(十印賃銀の物價に對する超過分、一印物價の賃銀に對する超過分)

年月	穀類	同加工品	動物性食料品	衣服原料	金屬類	燃料	木材及板類	雜品	物價總平均數	賃銀總平均數	較差
大正三年三月	154	145	115	123	86	143	134	81	128	144	16
六月	140	140	100	120	83	140	130	80	126	140	14
九月	140	140	100	120	83	140	130	80	126	140	14
十二月	128	140	100	123	91	140	130	82	125	140	15
戰時	128	140	100	123	91	140	130	82	125	140	15
戰後	139	149	109	125	95	146	139	84	127	148	21
戰時	139	149	109	125	95	146	139	84	127	148	21
戰後	138	149	108	125	94	145	138	83	126	147	21
戰時	138	149	108	125	94	145	138	83	126	147	21
戰後	138	149	108	125	94	145	138	83	126	147	21

生活費問題

十二月	十月	九月	八月	六月	大正七年三月	十二月	九月	六月	大正六年三月	十二月	九月	六月	大正五年三月	十二月	九月	六月
戰戰	戰戰	戰戰	戰戰	戰戰	戰戰	戰戰	戰戰	戰戰	戰戰	戰戰	戰戰	戰戰	戰戰	戰戰	戰戰	戰戰
後時	後時	後時	後時	後時	後時	後時	後時	後時	後時	後時	後時	時後	後時	後時	後時	後時
三二二 二二六 六三	三二二 一一八 八八	三二二 〇一八 八一	三二二 一一一 一三	二一一 六八八 八四	二二二 九〇三 三一	二一一 二五〇 〇一	一一一 九三六 八六	一一一 九三三 三二	一一一 五〇〇 〇三	一一一 七二五 五〇	一一一 三九五 九五	一一一 二八五 五六	一一一 三九〇 〇〇	一一一 三九五 八五	一一一 一八八 八二	一一一 三九三 三一
二一六 八〇一	二一六 八五四	二一五 七七八	二一四 七九三	二一三 六二一	二一四 四〇七	二一〇 四七四	二一〇 四八〇	一一一 八三〇	一一一 七二六	一一一 八三〇	一一一 六一七	一一一 五〇五	一一一 五〇〇	一一一 五〇五	一一一 四〇八	一一一 四〇六
二二三 三五八	二一九 〇八一	二一九 〇八一	一一一 九八三	一一一 八七三	一一一 七六二	一一一 七五二	一一一 七五〇	一一一 三二九	一一一 二一九	一一一 二一九	一一一 二七七	一一一 〇九七	一一一 〇九四	一一一 〇九〇	一一一 一〇二	一一一 〇九二
二二八 七三	三二〇 四一五	二二九 四九三	二二二 八三六	二二二 六一九	二二二 五〇一	二一八 二七五	二一〇 七九〇	二一〇 〇〇一	一一一 五二六	一一一 五二八	一一一 三一五	一一一 二〇八	一一一 三〇三	一一一 二九〇	一一一 〇八九	一一一 〇八五
六七三 六六	九〇八 四九	九一七 七七	九一八 八一	八〇五 三四	九一四 三六	六七六 一六	六八八 六七	四五〇 九五	二三二 〇三	二二二 二七二	二二二 二七一	二二二 二七一	二二二 二七一	一一一 九三六	一一一 一三五	一一一 〇三九
四二〇 四三	二二七 八四	三二四 九四	三二二 九三	三二二 〇九	二二二 九〇二	二一八 二二三	二一〇 三九七	二一〇 〇〇〇	一一一 九三二	一一一 八二二	一一一 五二八	一一一 六一三	一一一 六一九	一一一 五〇二	一一一 四〇五	一一一 四九二
二一六 六九	二一五 三九	二一五 二八	二一四 三一	二一四 六四	二一四 四二	二一七 二九	二一〇 三一	一一一 五六	一一一 五八	一一一 五八	一一一 四〇	一一一 四〇	一一一 四〇	一一一 二九〇	一一一 一八九	一一一 二九〇
一一八 七五	一一八 七四	一一七 八一	一一七 七〇	一一七 七〇	一一六 八二	一一四 二七	一一四 三八	一一一 〇五	一一一 〇六	一一一 〇六	一一一 〇六	一一一 〇六	一一一 〇九	一一一 九九	一一一 八八	一一一 九八
二二九 五四	三二〇 九五	三二〇 五二	二二三 七六	二二二 七〇	二二二 七〇	二一八 四六	二一七 三七	一一一 九五	一一一 五二	一一一 六二	一一一 四一	一一一 三〇	一一一 三〇	一一一 三〇	一一一 一九	一一一 一九
二一五 七二		二一六 〇三		二一〇 七七	二一〇 三四	二一〇 五五	一一一 八三〇	一一一 六一	一一一 六一	一一一 六一	一一一 五〇	一一一 四〇	一一一 四〇	一一一 四〇	一一一 四〇	一一一 三九九
一一三 八二		一一七 五九		一一七 〇三	一一七 六七	一一四 九一	一一四 〇七	一一一 三五	一一一 五〇	一一一 六〇	一一一 六八	一一一 〇四	一一一 九五	一一一 九三	一一一 二五	一一一 二六

大正八年一月	二月	三月	四月
戦後時	戦後時	戦後時	戦後時
二三四	二三八	二〇〇	二〇二
二七二	二七一	二四九	二四九
二〇一	二〇五	一九四	一九四
二二八	二二五	二二八	二二八
七四五	六一七	四六四	三八五
二八七	二七四	二九〇	四一四
一九九	一九九	二六七	二六〇
一九四	二〇三	二〇一	二〇一
二三四	二二七	二八六	二七三
二九五	二二七	二八六	二七三
二〇二	二〇三	二〇一	二〇一
二四四	二二七	二八六	二七三
二〇二	二〇二	二〇二	二〇二

大阪物價賃銀比較(大正三年七月乃至大正九年六月)(大阪市役所商工課調査による)

大正三年七月	同 四年一月	同 五年一月	同 六年一月	同 七年一月	同 八年一月
物價指數	一〇〇	一〇三	一〇二	一〇二	一〇二
賃銀指數	一〇〇	九九	九九	九九	九九
物價指數	一三六	一三七	一三七	一五八	一五八
賃銀指數	一〇二	一〇四	一〇七	一一二	一一二
物價指數	二一六	二一六	二一六	二四一	二四一
賃銀指數	一三五	一三五	一三五	一五六	一五六
物價指數	二四一	二四一	二四一	二五八	二五八
賃銀指數	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇

七月	十二月	同 九年一月	二月	三月	四月	五月	六月
二八五	三三五	三四〇	三五九	三七二	三四七	三一三	二八八
一九四	二五〇	二六四	二七〇	二七三	二七四	六八八	二六二

二 却賣及小賣相場の懸隔

卸値が小賣値の歩調を決定するものである、小賣値が卸値に伴つて下落するものならば今日では幾分か吾人の生活に餘裕が與へられて居る筈である。然るに小賣値は概して卸値の上騰する時には、卸値以上の速度及程度を以て騰貴するが、卸値の下降する時には之に随付して容易に下降せざるのみか縦令下向するに速度及程

度に於て卸値に遙に劣つて居るの觀かある、之れが一般消費者に採つて生活の問題が困難な事となる所以である。抑本年に於て小賣相場が卸相場よりも低落し難かつた、原因は(一)戦時好況の餘影未だ失はれず、國民の囊底には尙多少の餘財あり日用品に對する需要力が多く減退せぬ事、(二)戦時贅澤の悪風が一朝にして匡正せられ能はざる關係上、國民の消費力が尙ほ多少の強味を有する事(三)物資の缺乏は世界的に存在する結果、實際の需給に於いて尙ほ不圓滑を免れぬ事、(四)商人は戦時昂騰時代の商品を抱藏して居る關係に於いて其賣値を引下げ難き事、(五)小賣商人は其資本及び信用が卸賣商の如く大きくない、従つて投機思惑の狂暴を敢てしたるもの

は少い。財界の動搖なるものが此投機思惑者の狂暴に對する一種の應報であるとするれば、是等の狂暴に與みせざる又は與みすること能はざりし小賣商人が其反應を受くることが少く、其反應を受くることが少ければ強ひて賣値を崩して金に換ふるの必要程度も少い。即ち小賣商は廉賣に由て其財産を擁護せねばならぬ必要も卸商に比して薄きこと及び、(六)我商取引の組織が極めて複雑である事の點に在る中第六の原因が最も有力であるは言を俟たない。蓋し生産者と卸賣商との間には種々の階級を経て初めて取引を完了するのであるが、卸賣商と小賣商との間には更に之よりも増して複雑なる數階段を経ねばならぬ。今の商取引の組織を概観する時は、生産者卸賣商、小賣商及び消費者の四階級に大別することを得るけれども、内容は更に複雑錯綜を極め、生産者と卸賣商との間屋なるものがあり、生産者と問屋との間にも問屋と卸賣商との間にも亦一種の仲介者のやうな職業者がある。即ち生産者と卸商

との間には略々四階級を有する。卸商と小賣商との間に於ては更に甚しく、種々雑多の仲介機關があつて、卸商の中にも大中小あり、都會の小卸商よりして地方の卸商に送られ、地方的卸商より其小賣商に至るまでには又各種の仲介業者がある。我國の商業は決して生産者より卸賣商に引渡し、卸商よりして小賣商に至ると云ふが如き簡明なものでない。商人は各取引階梯の各段に於て手数料を徴収する。生産者から消費者の手に渡る迄に各商人が手数料を附加する結果其價格は分析し難い構成部分を包藏して消費者に提供される。無智なる消費者は其無智に乗ずる商人に利用されて生活不安生存難と云ふ代價に於て不逞の品を把む。生活緩和の道は卸物價低落の音響に反響、共鳴する可く餘りに遠い卸値下降は成金生産者の没落を醸したであらうが寧ろ小賣商人には其仕入を容易にし賣値を支持する事に由つて利益を提

供して居る。従つて物價下落は卸値のみの下落であつて小賣には殆んど影響しないのである。

東京市内主要日用品卸  
小賣價格對照表(農商務省調査)

品目	卸賣		小賣	
	同九月末	同九月末	同九月末	同九月末
米 (一石)	55.00	59.00	55.00	59.00
小豆 (一石)	40.96	40.00	40.96	40.00
仙臺味噌 (一貫)	0.83	1.00	0.83	1.00
醬油 (最上一樽)	7.50	0.00	7.50	0.00
鯉節 (十貫)	106.00	150.00	106.00	150.00
蕎麥粉 (一袋)	4.50	0.00	4.50	0.00
小麥粉 (一袋)	4.00	0.18	4.00	0.18
鷄卵 (十貫)	6.00	8.00	6.00	8.00
晒木綿 (並一反)	0.87	1.30	0.87	1.30
硝子板 (並一箱)	27.00	0.50	27.00	0.50
石油 (一箱)	9.50	7.00	9.50	7.00
木炭 (槍九十一俵)	1.80	2.00	1.80	2.00

  

品目	卸賣		小賣	
	同九月末	同九月末	同九月末	同九月末
米	▲ 55.00	▲ 59.00	▲ 55.00	▲ 59.00
小豆	▲ 40.96	▲ 40.00	▲ 40.96	▲ 40.00
仙臺味噌	▲ 0.83	▲ 1.00	▲ 0.83	▲ 1.00
醬油	▲ 7.50	▲ 0.00	▲ 7.50	▲ 0.00
鯉節	▲ 106.00	▲ 150.00	▲ 106.00	▲ 150.00
蕎麥粉	▲ 4.50	▲ 0.00	▲ 4.50	▲ 0.00
小麥粉	▲ 4.00	▲ 0.18	▲ 4.00	▲ 0.18
鷄卵	▲ 6.00	▲ 8.00	▲ 6.00	▲ 8.00
晒木綿	▲ 0.87	▲ 1.30	▲ 0.87	▲ 1.30
硝子板	▲ 27.00	▲ 0.50	▲ 27.00	▲ 0.50
石油	▲ 9.50	▲ 7.00	▲ 9.50	▲ 7.00
木炭	▲ 1.80	▲ 2.00	▲ 1.80	▲ 2.00

自一月至九月下落歩合比較

蕎麥粉	▲ 三、五	×	0、00	晒木綿	▲ 四、六
小麥粉	▲ 三、三	×	0、00	硝子板	▲ 三、三
鶏卵	▲ 二、四	△	二、三	石油	△ 0、三

### 大阪市日用品卸小賣價格對比

(大阪府商務課、大阪商業會議所) 調査、大正九年十一月二日現在

品 種	△ 建	卸賣	小 賣 價 格				御小賣差
			東區	南區	北區	平均	
白米	一等米	四二〇	四三〇	四四〇	四三〇	四三六	
改良麥	原平麥	一七五	二〇〇	二〇〇	一八〇	一五五	
大豆	鶴の子	三三〇	三〇〇	四〇〇	三〇〇	四三七	
大豆	北海五等	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	
味噌	中赤	一七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇五	
味噌	龜甲萬印	九三〇	九〇〇	九〇〇	九三〇	九三〇	
茶	川柳中	五五〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	
酒	白鶴	一、七五〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	
牛肉	一等ロース	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	一、六五〇	
鶏肉	上等	一、五〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、六二〇	
鶏卵	地玉	五五〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七二〇	
牛乳	合	五五〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七二〇	
うどん	丸キ	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
梅干大玉	一等品	九五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	

### 第二 生計費の調査

收支の不均衡は生活困難の事實を産む。

生活難困は茲二、三年前より益々甚度を加へて來た。此處に於て生計費の調査が種々の方面に於て試みられた。次に其一、二を

生活難困は茲二、三年前より益々甚度を加へて來た。此處に於て生計費の調査が種々の方面に於て試みられた。次に其一、二を

### 一 東京府下職工生計狀

態に關する調査

澤庵	百匁	東	九	一三〇	一三〇	九〇	一〇	一〇七	六
經節	百匁	本	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、八〇〇	二、一〇〇	一、八七五	三、四〇〇
砂糖	一斤	S	四〇〇	四〇〇	四八〇	四六〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
玉葱	百匁	上	三	五〇	四	七〇	六〇	五	二〇
馬鈴薯	一貫	同	二七〇	五〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	四七六	三、六
甘薯	一貫	同	一八〇	三三〇	三〇〇	三〇〇	三三二	一、五	二
鹽	百匁	北	二二	二五〇	二〇〇	三〇〇	二五〇	二四〇	一〇
豆腐	一丁	同	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	一
高野豆腐	十個	上	一三	三〇〇	二八〇	三〇〇	三〇〇	二七五	一七〇
椎茸	一升	同	八五	一、四〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	一、三六七	五、八
干瓢	百匁	同	四	八〇〇	六〇〇	六五〇	六五〇	六五〇	七、七
半紙	一帛	機械半紙	二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇五	三
晒木綿	一反	河内十三	一、一五〇	一、四〇〇	一、六〇〇	一、二五〇	一、一〇〇	一、四七五	三、七
綿縫絲	百匁	白四合	八七五	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、五
綿	一貫	山中着綿(上)	六、一〇〇	五、六〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	六、六〇〇	一、五〇〇	八、〇〇
モスリン	一尺	三千番	四三〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	八〇
足袋	一足	十文國譽	六三〇	七五〇	七五〇	七〇〇	五〇	七三	一〇七
木炭	一俵	日向並	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、二〇〇	三、六〇〇	四、二〇〇	四、〇五〇	五、〇
薪一束	三貫	枯上木	三九〇	五〇〇	五〇〇	五六〇	六〇〇	五三	一、六

▲備考 卸賣相場は大正九正九月下旬平均相場を掲載す(單位は厘)

東京府工務課は東京市及隣接町に於ける機械器具、染織、飲食物、印刷及化學の五工業に屬する職工の生計状態に就き大正六年六月一ヶ月間の調査を四百九十九世帯(各業百世帯)につき調査し『職工生計状態に關する調査』第一輯第二輯第三輯を發表した。今その總括的結論をこゝに再録して置かう。

### 一 収入

四百九十九世帯を通し重なる収入原簿に依り調査するに大體世帯主の收入のみを以て生活せるを以て生活せるの百八十六(三割七分)にて最も多く世帯主と妻の收入に依るもの百五十四にて三割、世帯主と他の家族(妻を除く)の收入によるもの六十八にて一割四分、世帯主の收入(借金、貯金引出、貸間代、實物其他)に依り生活するもの九十一にして一割八分餘に當れり。斯の如く世帯主のみの收入に依り生活するは全體の約三割餘にして其他は何れも主として世帯主の收入の外妻。家族其他の收入を以て生計を營むか如く従つて一家の全收入は世帯主の收入に比し頗る多額に上れること左の如し而して其の最高收入は一世帯四百十二圓七十九錢にして最低なるは同十二圓三十七錢なり

世帯主月別	六〇圓以上	五〇圓以上六〇圓未滿	三〇圓以上五〇圓未滿	二〇圓以上三〇圓未滿
一世帯平均収入額	九・〇四	九・〇四	七・五六	五・九

### 二 支出

支出の總平均額六十圓餘にして内飲食物費は三十一圓八十一錢にて五割二分を占めて第一位に位し内米代は十八圓五十七錢にて三割餘、住宅費は五圓八十一錢にて九分餘、薪炭燈火費は三圓五十八錢にて六分、被服身廻品費は五圓四十五錢にて九分、其他諸費は十圓七錢にて一割六分、負債償却費は一圓二十六錢にて二分、貯蓄は二圓五錢にて三分位に當り而して一世帯の最高支出は百四十九圓二十四錢(貯蓄控除)、同最低支出は二十一圓三十六錢なり

家族數に依る支出額の平均均は夫婦暮しのもの五十圓五十六錢、三人暮しのもの五十三圓三錢、四人暮しのもの六十圓四十九錢、五人暮しのもの六十七圓六十三錢、六人暮しのもの六十三圓十六錢、七人暮しのもの八十圓二十七錢、八人暮しのもの八十圓五十一錢となる

### 三 收支過不足

世帯主の月收入のみを以て一家族の全支出を支辨して剩餘あるは一〇八(内十圓以上剩餘あるもの二八、十圓未滿剩餘あるは一〇八)

にて全世帯の約二割二分、不足なるは三八八(内十圓以上不足のもの二四七、十圓未滿不足のもの一四一)にして七割八分に當り、世帯主月收のみを以てすれば不足するも一家族全收入を以てすれば剩餘あるもの二三四(内十圓以上剩餘あるもの一一三、十圓未滿剩餘あるもの一二一)にて四割七分、家族全收入を以てするも尙不足のもの一五四(内十圓以上不足のもの四五、十圓未滿不足のもの一〇九)にて三割一分に當れり。之を收入別に分つときは世帯主の月收入を以て家族の支辨して剩餘あるもの月收六十圓以上のものに三四同五十圓以上六十圓未滿のものに三〇、同三十圓以上五十圓未滿のものに四二、同二十圓以上三十圓未滿のものに二、同不足のものは月收六十圓以上のものに二五、同五十圓以上六十圓未滿のものに五八、同三十圓以上五十圓未滿のものに二二九、同二十圓以上三十圓未滿のものに七六、家族全收入を以てするも尙不足なるは月收六十圓以上のものに六、同五九圓以上六十圓未滿のものに二五、同三十圓未滿のものに九〇、同二十圓以上三十圓未滿のものに三三なり

### 四 家賃

四百九十九世帯中家賃(間借代を含む)を支拂へるは四百三十七、同支拂はざるものは六十二にして總世帯の約八割七分は借家住居をなせるを見る  
家賃を支拂へるものの最高は十七圓にして十

四以上支拂のもの二十二、五圓以上十圓未満支拂のもの二百四、五圓未満支拂のもの二百十一なり、普通家賃は四圓乃至七圓位にあるか如く十圓以上の家賃を支拂へるもの二十二世帯の内貸間をなせるもの十にして約半数に及へり

五 妻の収入

妻の収入あるもの全體にて百七十八世帯にして總数の三割五分に當り内十圓以上収入あるは七十八、同十圓未満収入のもの一百なり、之を世帯主の収入別に大觀すれば月收の勢きものに割合に多く、家族數に依れば家事に次ぎ収入の點に於ても女工は十圓以上収入のもの

整理の結果

身分關係	年		職		年	齡	入		食物費	
	在	年	族	年			本	宅	米	米
年	年	數	數	數	數	(年)	(円)	(円)	(円)	(円)
第一級	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
第二級	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
第三級	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
第四級	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
第五級 (中立級)	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
第六級	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
第七級	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
第八級	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
第九級	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二

多數を占むるも其の最高は髮結の四十六圓餘なり

二 京都市小學校教員生計調査

京都市小學校長會が其蒐集にかゝる京都市小學校教員生計調査の資料を京大經濟學部研究室に寄贈した。其原材料に基いて汐見三郎氏が八年以降生計調査を行つた。其結果を經濟論叢九年十二月及十年一月號に載せた。次に結果の一斑を掲げる。

氏は之とエンゲルの法則とを對比した後に結論して

- 一、何れの家計に於ても絶対必要費か最大部分を占め相對必要費は次位に在り、奢侈費は微少である
  - 二、月收の増加に伴い絶対必要費の割合は減小するに反して相對必要費奢侈費の占むる割合は漸次増加す
- と言つて居る。要するに本調査がエンゲルの法則に多くの共通點を有して居る事は疑ない。



經

費

生活費問題

第三生活費		第二生活費						第一生活費																
(慰安費)		公課費		交際費		教養費		衛生費		住宅費		衣服費												
嗜好	慰安費	小計	町費、寄附金	租稅	小計	交通、通信	小計	修養	小計	療養	保險	入浴、理髮、化粧	小計	薪炭	電燈	住宅維持費	家賃	小計	裝身其小件物等	洗濯、修理	帽子、傘、履物等	衣裳	小計	
費(円)	費(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)	計(円)
0.03	0.00	1.04	1.03	0.41	0.61	2.85	2.00	3.87	2.91	0.30	0.30	2.05	7.76	2.06	1.00	0.00	1.57	1.49	1.03	1.75	7.68	2.67	2.67	
0.87	0.15	1.32	1.60	0.99	0.90	1.30	2.60	3.90	3.67	0.38	0.38	1.99	6.01	2.50	1.00	0.10	6.35	1.33	1.33	1.99	8.73	3.66	3.66	
1.20	0.25	1.48	2.05	1.36	1.55	2.75	4.28	3.94	4.36	0.60	0.60	2.33	7.17	3.93	1.11	0.10	7.78	1.55	1.55	2.39	10.67	5.31	5.31	
1.34	1.10	1.83	2.77	1.73	2.10	3.15	5.06	4.58	5.25	0.76	0.76	2.39	8.33	4.30	1.24	0.20	8.60	1.55	1.55	3.29	11.55	6.39	6.39	
1.97	1.46	2.08	3.33	2.08	2.99	3.33	5.61	5.09	5.83	0.94	0.94	2.60	9.05	4.58	1.56	0.21	9.05	1.56	1.56	3.02	12.44	7.18	7.18	
2.09	1.97	2.33	3.60	2.44	3.20	3.94	6.26	5.10	6.73	1.26	1.26	2.90	9.57	4.99	1.59	0.81	9.98	1.97	1.97	3.33	13.32	8.06	8.06	
2.15	2.66	2.69	4.43	3.04	3.98	4.38	6.95	5.18	7.97	1.77	1.77	3.26	10.45	4.93	1.64	1.14	10.89	2.03	2.03	3.99	14.20	8.95	8.95	
2.85	4.84	3.30	5.41	3.70	5.11	4.56	8.54	5.27	9.76	2.71	2.71	3.88	11.33	5.27	1.71	1.17	11.66	2.51	2.51	4.28	15.08	9.84	9.84	
3.40	6.46	4.35	6.63	4.42	6.11	6.46	9.37	5.61	10.41	3.91	3.91	4.11	12.21	5.95	2.04	1.55	12.54	2.73	2.73	4.76	15.96	10.73	10.73	



兩者の合計八十六圓十五錢、三人暮しで右の如き生活は極めて切りつめた生活でなければならぬ、殊に被服類に僅か四圓二十錢しか支拂つて居ないことは注意すべきである。

口 巡査の生活費調

福岡縣八幡警察署に於ては六月二十九日現在の巡査の生活状態を調査したる處左の如き結果を得た。

収入、巡査最高	六四・二〇	最低	四六・四八九
巡査部長最高	七〇・五七	巡査部長最低	三三・〇〇
支出	獨身者	家族三人持	家族五人持
米麥代下宿	三・〇〇	一〇・五九	二二・五〇
電燈代	—	三	七
家賃	—	六・五〇	七・五〇
魚茶代	—	六・五〇	七・五〇
味噌醬油砂糖	—	三・三〇	三・八〇
薪炭	—	三・八〇	四・三〇
理髮湯錢	一・〇五	一・三五	三・三〇
新聞雜誌代	一・八五	一・八五	一・八五
教育費	—	三三	三・八〇
被服費	三・〇〇	三・〇〇	五・〇〇

交際費	四・〇〇	三・五〇	四・〇〇
雜費	四・〇〇	三・八〇	四・二〇
合計	四・九〇	四・九五	六・九七

近世的意義ある大運動を見ることとはならなかつた。次に少しく當局の政策と消費者自身の對策とに分つて觀察し様と思ふ。

第三 生活費問題に對する 政策及運動

卸賣小賣相場が甚大なる差違を示して居る事上述の如く賃銀生活者の生活の困難亦上述の如くであるためか、生活費問題の對策は小賣相場の上に施された。

甲 當局の政策 公設市場及公設住宅

即ち小賣商の暴利は明白なる事實として各方面から指摘され攻撃された。その爲に農商務省でも東京市でも府でも調査を初め研究したが事實はあまり有效な政策として表はれなかつた。唯纔に公設市場制度を發達普及せしめ、公設住宅の設置をやつた位であつた。又一方消費者自身は極めて消極的の對策に満足したのみであつた。

公設市場が良品を廉賣するや否やは疑問であるが少くとも市價よりも廉賣して居る事は事實である。だから公設市場の發展には喜ぶ可き傾向が附帶して居ると見られる。内務省は本年度に於て市場經營費として、約九十五萬圓の低資を公共團體に貸付けた。又公設住宅には兎角の攻撃があるがそれは別として政府が其經營を心掛けて居る事だけは確である。内務省は本年度に於て約九百萬圓の低資を住宅の爲めに各公共團體に融通した。市場及住宅の問題に關する詳細は『日本社會事業年鑑』に譲るとして茲には公設市場の物價と市價との對比を掲げるに止めて置く。

東京市日用品小賣市場對一般市價比較表

(大正九年七月廿九日現在東京市社會局發表)

品目	單位	一般市價	市價販賣價格	差額
内地三等白米	一升	五十五錢	五十一錢	四錢安

朝鮮白米	一	升	五	十	錢	三	錢	安	煎茶「宇治山」	一	斤	二	圓	一	圓	六十	錢	四十	錢	安				
臺灣白米	一	升	四	十	錢	二	錢	安	同「三號」	一	斤	一	圓	六十	錢	一	圓	八十	錢	二十	錢	安		
乾燥麥上	一	升	二	十	錢	二	錢	安	番茶「宇治の花」	一	斤	一	圓	六十	錢	一	圓	八十	錢	二十	錢	安		
改良麥上	一	升	二	十	錢	二	錢	安	粉茶「翁粉」	一	斤	七	十	錢	五	十	錢	廿	錢	安				
挽割麥上	一	升	二	十	錢	二	錢	安	三盆白	一	斤	五	十	錢	五	十	錢	廿	錢	安				
竹林麥	一	升	三	十	錢	三	錢	安	花見	一	斤	五	十	錢	五	十	錢	廿	錢	安				
押の子大豆	一	升	二	十	錢	二	錢	安	黃雙	一	斤	五	十	錢	五	十	錢	廿	錢	安				
青大豆袖振三等	一	升	四	十	錢	四	十	錢	天光	一	斤	四	十	錢	四	十	錢	四	十	錢	安			
上小豆	一	升	四	十	錢	四	十	錢	玉子	一	斤	卅	九	錢	卅	五	錢	四	十	錢	安			
大納言小豆五等	一	升	五	十	錢	五	十	錢	上等味噌	一	貫	一	圓	八	十	錢	八	十	錢	十	錢	安		
金時サ、ギ	一	升	五	十	錢	五	十	錢	並同(甘)	一	貫	八	十	錢	七	十	錢	七	十	錢	安			
白胡麻	一	升	六	十	錢	六	十	錢	並同(辛)	一	貫	八	十	錢	七	十	錢	七	十	錢	安			
金時隱元豆五等	一	升	卅	五	錢	卅	五	錢	龜甲萬印	一	樽	七	圓	六	十	錢	六	十	錢	五	十	錢	安	
長鶴隱元豆五等	一	升	卅	五	錢	卅	五	錢	山サ印	一	樽	七	圓	六	十	錢	六	十	錢	五	十	錢	安	
丸鶴隱元豆	一	升	卅	五	錢	卅	五	錢	木上印	一	樽	六	圓	八	十	錢	六	圓	三	十	錢	安		
青碗豆ok	一	升	卅	五	錢	卅	五	錢	山上印	一	樽	六	圓	八	十	錢	六	圓	三	十	錢	安		
蠶豆支那新	一	升	卅	五	錢	卅	五	錢	ヒゲタ印上	一	樽	六	圓	九	十	錢	六	圓	四	十	錢	安		
干瓢茸	一	升	卅	五	錢	卅	五	錢	醬油特等	一	樽	六	圓	九	十	錢	六	圓	四	十	錢	安		
上瓢	一	升	卅	五	錢	卅	五	錢	木炭奥州雜割角俵	一	樽	六	圓	六	十	錢	六	圓	十	錢	五	十	錢	安
晒新	一	升	卅	五	錢	卅	五	錢	同福島白河橋丸	一	樽	四	圓	十	錢	一	圓	七	十	錢	卅	五	錢	安
上白玉	一	升	卅	五	錢	卅	五	錢	同福島白河橋丸	一	樽	四	圓	十	錢	一	圓	七	十	錢	卅	五	錢	安
小麥粉	一	升	卅	五	錢	卅	五	錢	薪桶三本	一	把	五	十	錢	四	十	錢	五	十	錢	安			
葛粉	一	升	卅	五	錢	卅	五	錢	同雜小割	一	把	五	十	錢	四	十	錢	五	十	錢	安			
乾餛飩	一	升	卅	五	錢	卅	五	錢	佃煮雜詰類	一	把	五	十	錢	四	十	錢	五	十	錢	安			
冷麥	一	升	卅	五	錢	卅	五	錢	漬物類	一	把	五	十	錢	四	十	錢	五	十	錢	安			

其他の對策中の主なるものは

其他の對策

イ、東京府當局は東京府内の各商店に向つて商品の容量を表記せしめ若も容量が表記量より減少して居る場合には五百圓以下の罰金若は一ヶ年以下の懲役に處する事を

通達した。而して特に在記の商品に就て之を勵行した。  
白米、酒、醬油、砂糖、味噌、小麥粉、精麥、油、漬物、牛乳、雜穀、鶏卵、鳥肉、

青物、茶、乾物、鯉節、海産物、罐詰、袋詰、箱詰、瓶詰、種物、皮革類(坪敷)、人造肥料、工業川薬品、脱脂綿、菓子類等。

口、東京府権度課は数量単一の統一を期し九月廿五日東京府権度課樓上で東京製薬組合長高橋藥學博士、内務省松尾衛生技師衛生試験所西崎醫學博士等廿餘名參集協議の上之が改定調査委員を設け漸次改善の實を擧ぐるに決し散會したが或は法令となつて現れるやも知れない事である

ハ、日本度量衡協會は十月九日總裁金子其他農商務省、東京府市官吏員の出席の下に打合せを開き容量の正確、數量單位の統一等を協議したが實際上の具體案を提げて實行に及ぶや否やは不明とされて居る。

### ◆ 消費者の對策及運動

生活費問題に對する消費者の運動對策の主なるものとして茲にあぐ可きは(一)消費組合運動(二)其他の運動である。其他の運動中には所謂生活改善運動も入る譯であるがそれは『社會事業年鑑』に譲るとして次に消費組合運動に就て詳説する事にする。

### 消費組合運動

本邦の消費組合運動は極めて幼稚の狀

### 生活費問題

態に在る。當研究所にては本年之が調査を行つた、先づ初めに中央及地方官廳に問合狀を發した時調査資格に該當するものとして指摘された組合は三府四十三縣及北海道中三十二の道府縣に散在する百七十七組合であつた。而して吾人は此百七十五の組合に就て調査を行つたのであつて其結果

一、回答來らず且往訪し得ざりしもの 百〇二

二、回答來り又は往訪を得たるもの 七十五

内(甲) 回答不完全にして採録し得ざりしもの 二十

(乙) 昨年末には本年に入りて設立せられしか爲めに未だ一回も事業報告を出さざるもの又は目下事業中止中のもの 六

(丙) 往訪又は回答に由りて原料組合と看做す可きものたる事を發見したるもの 三

(丁) 往訪又は回答に由りて殆んど要

求せし丈の材料を蒐集し得しもの 四六  
吾人は此四十六の組合に就て調査を遂げた。而して吾々は此四十六の調査組合に於て大凡五種の型體のある事を發見した。

則ち

一、市民消費組合 職業地位等に關係なく一般人に開放せられしもの。但し事實上官吏其他の俸給生活者を主とす。

二、官吏消費組合 特定の官廳の在勤者に限定するものと官廳の如何を問はざるも官吏に限定するものと、官公吏を原則とするも例外を認むるものとある。

三、會社内消費組合 一種の温情的施設として會社の盡力に依つて作られしもの。依つて組合と稱するり事業に於ては徑營上會社の保護を受けるものなり。

四、勞働階級の消費組合 社會運動的性質を有する勞働者の消費組合。

五、其他の精神的紐帶を基礎として結合せし消費組合。例へば佛教徒又は在郷軍人に依つて作られし組合の如し。

而して上述の四十六組合を此等の種類に分てば左の如くである。

第一種、二十三、其代表的なるものは共同會(東京市)共榮社(同)等なり。此種のもの、多くに於ては俸給生活者大部分を占む。

第二種、十四、其代表的なるものは爲替貯金局購買組合なり。(東京市)

第三種、一、月島購買組合(東京市)。現在に於ては是れのみなり。而も未だ極めて微々たるものなり。

第四種、五、其代表的なるものは日光精銅所共同購買組合(栃木縣)なり。其他尙ほ有名なるものにして而かも回答に接するを得ざ



備考 四十二年以降漸次組合員の減少せるは一方に於ては不健全なる組合員を淘汰する方針をとりたると他方には餘り急激なる膨脹は資金が事業と伴はざるの危険あるを以て爾來新加入を制限したるに因る。又、大正二、三、四年度に於て減少せるは行政整理の結果組合員中轉免せられしもの少からざるに依る。九年春の總會に於て出資一口金類を卅五圓とす。

而して大正八年度末現在の組合員を職業に依つて分類すれば左の如くである。

商	一三〇
工	四八
雜	二、八二一
計	三、〇〇七
三 管理及經營	

組合の機關としては總會、總代會、理事(三名)及監事(二名)を置く、總代會は合併及解散の決議の場合の外總會に代へるべき代議的決議機關である。現在理事及監事の職にある者は多く官吏であつて専務理事以前は名譽職である。而して理事長兼専務理事の職には元官吏であつた徳田留藏氏が今は専任に當つて居る。

### 生活費問題

目下の所支配人以下事務員の數四〇加工に従事せる労働者の數八、配達及雜務に従事せる労働者の數六十四である。

#### 四 資金

大正八年度末に於ける状態は次の如くである。

拂込済出資金	七六、五九一・四四
各種積立金	三五、六九六・七三
借入金	七九、二五六・三六
合計	一九一、五四四・五三

而して一組合員當り資金額は約六三圓六九錢九厘となる。

#### 五 事業の設備

賣却上の設備としては主たる事務所の外、市内及郊外に五ヶ所の出張所を設けて賣却上の便に供して居る。

加工の設備としては精米機械、味噌及醬油の醸造設備を有して居る。

又運搬の便の爲め馬匹及小舟を備ふ

#### 六 賣却の方法

賣却は全部貸賣の方法によつて居る。一時は現金賣を勵行したが小賣商人の競争

に耐へずして貸賣を許すことゝ改めたのである。而して大部分が貸賣である以上は小部分の現金賣は反つて手數と費用とを増加する所以なりし爲め現在に於ては現金賣は全く行はない。而して貸倒れを豫防する方法としては原則として組合員の持分を限度として賣却する方法に依つて居る集金は月一回とし集金人を派す。

賣却の大部分は又御用聞制度と配達制度とに依つて行はれてゐる。御用聞は三日毎に組合員の宅に之を派す。而して此御用聞又は電話又は書面に依つて注文せられた品物は翌日配達夫に依つて届けられることになつて居る。本組合は店頭即賣制度を奨励せむが爲に購買者自ら組合に來つて購求する場合には價格を幾分低減することゝとして居るが其効果は未だ顯著でないらしい。配達制度と前記の貸賣制度とは次章に述ぶるが如く我國に於ける消費組合の發達に對する最も大なる障礙である。

賣却は殆ど全部直營の方法に依り特約

店制度に依るものは甚だ僅少である。口下の所持約店に依るものは生肉及牛乳のみである。

賣價の定め方は所謂折衷主義に依る。即ち大體に於て市價を標準として之より幾何か低價となす。

七 事業の概況

大正八年度に於ける購買及賣却の状態は左の如くである

大正七年度未購買品現在高	五四、七三四・六六
大正八年度に於ける購買價額	八四六、〇〇七・六四
同 賣却價額	八七五、七四六・一二
大正八年度未購買品現在高	八二、三三四・九八

即ち一組合員當り賣却價格は二九一圓二三錢五厘である。

賣却品中最も重要なものは米であつて五七五、五三四・一六即ち總賣卸價額中の約六二・七%を占む。其他に於ては薪炭(五三三、二一五・五七)醬油(四六、三六九・九)清酒、四五、一六〇・七九)等が重要なものである。

八 貸借對照表、損益計算表及剩餘金處分方法

是後に貸借對照表、損益計算表及剩餘金處分方法を掲げる事とする。

甲、貸借對照表

負債の部

出資金	八六、三五〇・〇〇
準備金	一七、八六九・九四
特別積立金	一七、八二六・一九
未拂配當金	二、一九五・三七
未拂購買品代金	一〇、六四一・九一
假受金	二五六・五二
會員保證金	
當座借越金	
聯合會未拂込出資金	八三四・六一
借入金	七九、三五六・三六
仕拂手形	一〇、〇〇〇・〇〇
物品切手	九〇・八〇
事務員備入保證積立金	五、七七五・八四
事務員積立慰勞基金	一、三三一・六九
脱退者未戻持分	二、六三七・〇五
前期繰越金	七三〇・〇四
剩餘金	一二、〇四三・四二
計	二四七、八四〇・三四
資産の部	
拂込未済出資金	九、七五八・五六
當座預金	三〇二・一五
振替貯金	五八・七一

現收賣却代金	二二五・六二
未購買品現在高	九七、四一八・三一
假拂金	八二、三三四・九八
受取手形	二、七二三・〇八
聯合會出資金	一二、五〇〇・〇〇
敷金	一八六、五四
建物	二〇、六九三・七三
什器	一六、一一四・一九
諸機	三、九三〇・二七
船舶	一八八・三〇
馬匹	一、四〇五・九〇
計	二四七、八四〇・三四

乙、損益計算表及剩餘金處分方法

▲利益	
購買利益	五七、三三八・八〇
雜收入	一四、八〇三・一三
預金利息	一九八・三八
聯合會持分配當	一〇、六六五・三九
合計	八三、〇〇五・七〇
▲損失	
俸給及手当	一七、八四五・一七
配達賃	一八、七四七・八三
雜給	一〇、一二五・二八
備品	七〇五・九五
修繕	二、七一八・六五
賄給	三、〇〇九・九四
消耗品	一、一八〇・六七
通信費	一三四・五三



交際費	四四七・六八
諸税金	五五四・〇七
印刷費	二、二八六・三四
圖書費	五五・〇三
借地及借家料	一、九三二・二六
振替手数料	五九・八一
旅費	一四四・一八
電燈瓦斯動力使用料	二、二八六・五〇
車賃	一〇九・二一
保險費	三六三・一五
電燈使用料	二九四・一七
借入金利子	五、三四一・三〇
雑費	一、八〇八・五六
區費	八一・二〇〇
合計	七〇、九六二・二八
差引剩餘金	一一、〇四三・四二
前期繰越金	七三〇・〇四
合計	一二、七七三・四六

右處分すること次の如し

建物什器	一、二〇〇・〇〇
消却金	三、八〇六・八七
理事報酬	三、八〇六・八七
準備金	三、八〇六・八七
特別積立金	三、八〇六・八七
配當金	三、八〇六・八七
後期繰越金	一五二・八六
合計	一二、七七三・四六

## 第二 爲替貯金局共済購買組合

(東京市京橋區木挽町八〇一全局内)

生活費問題

### 一 設立の事情及設立法の沿革

本組合の事實上の設立は明治卅七年の頃であつた。其趣旨は比較的多數の下級吏員を包含する本局員に廉價なる日用品を供給して生計費節減の便宜を與へむとするにあつた。然るに其後日露戦役の影響に依つて物價非常に騰貴するに及び、時の局長下村宏氏は更に事業の擴張と基礎の確立との必要を認め、茲に産業組合法による登記を申請し、遂に四十二年十二月當局の許可を得て法定の組合となつたのである。其の當時の組合員數は千九百四人であつた。其後組合員數は局員の増加と共に年々多少の増加を示しつゝあつたが、大正七年九月逓信本省在勤者の希望に基き總代會の決議を経て本省在勤者の殆んど全部をも加入せしむる事となつた結果其數俄かに増加し八年度末に於ては五千人を數ふるに至つた。尙本組合は大正五年模範的産業組合として中央會に依つて表彰せられた。

最近四ヶ年間の狀況を表示すれば左の如くである。

	五年末	六年末	七年末	八年末
組合員數	二、二五五	二、五八六	四、三二九	五、〇〇〇
出資口數	三、五五五	三、八三三	五、五〇七	六、二五〇
出資一口金額	一〇錢	〃	〃	〃

尙ほ本組合の組合員たる者は爲替貯金局又は逓信省構内諸官廳に在職する者であつて其資格は就職に因つて當然取得せられることとなつて居る。出資金は全額一時に拂込むこととし又脱退の際拂戻さず。

### 三 管理及經營

本組合も亦總會に代るべき總代會を有する。理事五名監事三名あり。共に逓信省の高等官が之に就任し名譽職とす。直接販賣の爲め雇傭せる者は女子四名男子二名外に局費を以て採用せる事務員七名あり。

四 資金  
大正八年度末に於ける状態左の如しである。

拂込濟出資金	六二五・〇〇〇
準備金	二、八四一・二三〇

### 二 組合員數出資口數及出資一口の金額

借入金 三、四六六・二二〇  
 合 計 三、四六六・二二〇  
 即一組員當り資金額は六十九錢三厘強である。

五 事業の設備

爲替貯金局内に比較的整頓せる賣却所を有する。加工の設備としては精米機を備へて居る。

六 賣却の方法

賣却の方法は物品の種類に依りて或は直營制度に依り或は特約制度に依る。資金の關係上當初は全部特約制度に依つて居たが漸次組合の直營に移すの方針をとり近き將來には特約商人を全廢する豫定である。

而して何れの制度に依る場合にも直賣配達の二方法が認められて居る。直賣品を取扱ふ特約商人の爲めには局内賣却所の一部が貸與せられて居る。

賣却には又貸賣現金賣共に認められて居る。大正八年度に於ける現金賣の割合は賣却總額の四分の一弱であつた。貸賣の爲

には購買券間賣傳票及び月賦販賣傳票を使用する。購買券は直賣の場合に間賣傳票は配達の場合に而して月賦販賣傳票は月賦販賣の場合に使用せらるゝものであつて共に組員の要求に依り其俸給額を限度として豫め交附せられる。而して其額丈が毎月の俸給額より差引かれることになつてゐる。

賣價の定め方は原則として實價主義に依る。我國に於ける異例である。

七 事業の概況

大正八年度に於ける賣買の數字を掲ぐれば次の如くである。

七年度末現在高	二、二八八・三八一
八年度購買高	二〇三、一二九・五五一
全 年 賣 却 高	二〇七、〇六三・四三四
全 年 末 現 在 高	四、八三六・九二〇
即ち一組員當り賣却價額は約四一・四	
一三であつて賣却品中要々なるものを舉	
ぐれば米(八一、六五三圓九一三)被服(四	
二、二九〇圓四四〇)雜貨(二五、六五五圓	
一四〇)菓子及パン(二五、四〇五・七三五)	
等である。	

八 貸借對照表、損益計算表及剩餘金處分方法

大正八年度に於けるもの次の如し。

甲 貸借對照表

什器	七二二・三九〇
購買品殘高	四、八三六・九二〇
購買品代未收入金	二七、一二五・三三四
預 金	二、五七六・〇六四
現 金	一、四九二・八一七
聯合會出資金	五、〇〇〇・〇〇〇
合 計	三七、二五三・五二五

借 方

出 資 總 額	六二五・〇〇〇
未拂購買品代	二九、五四六・一五三
準 備 金	二、八四一・二二〇
剩 餘 金	一、三四一・一五二
聯合會拂込未濟出資金	四〇〇・〇〇〇
爲替貯金局共濟會未拂濟寄附金	二、五〇〇・〇〇〇
合 計	三七、二五三・五二五

乙 損益計算及剩餘金處分

▲収入の部	
預 金 利 子	四一・〇三〇
商品販賣高	二〇七、〇六三・四三四
特約商人收入歩合	四、八三六・九二〇

合 計 二二一、九四一・三八四

▲支出の部

商品仕入高	二〇五、四一七・九三二
給料	一、二二八・一六〇
通信費	四九・一三〇
諸用紙	四七三・〇八〇
手當金	五二一・四〇〇
振替料	〇・八二〇
什器缺損	四六・〇〇〇
慰勞金	一七〇・〇〇〇
共濟會へ寄附	二、五〇〇・〇〇〇
産業組合中央會費其他	一九二・八八〇
合計	二二〇、五九九・四〇二
差引剩餘金	一、三四一・九八二

之を處分すること左の如し

準備金 七六一・九八二  
 賞與金 五八〇・〇〇〇

尙此の組合は從來は準備金に繰入れたる殘餘の剩餘金をば爲替貯金局共濟會に贈與することとして居たが八年定款を改正して總代會の決議を経て組合員の利益の爲に使用することに變更した。而して昨年度に於ては此の金は賞與金として利用せられたのである。

第三 月島購買組合

(東京市京橋區月島通三ノ五)

生活費問題

一 設立の事情及沿革

本組合設立は主として山名義鶴氏の盡力に負ふ。其設立の趣旨及將來の抱負に付ては同組合の大正八年度事業報告書に付せる前文より抜粹するに若くない。

『本組合は大正八年二月友愛會(我國最大勞働組合)會員の發起に係り三月廿四日東京府の認可に依り設立四月一日より業務を開始したのである。』

『從來勞働者の消費組合として會社工場の經營若くは助成なるものは我國にも其例に乏しくあるまいが勞働者の獨立經營せるものに就ては未だ之を聞かぬ。蓋し消費組合の經營が勞働者にとり極めて困難事であり過去に於て屢々失敗の經驗が繰返されて居ることは吾々も知つて居るが時勢の進歩と勞働階級の自覺とは今日之を同様に論ずべからず、今や將に此難事業を解決すべき時であると信するのである。』

要するに彼等は吾國に於ける Rochdale Pioneers を以て自ら任ずるものと云ふこ

とが出来る。

二 組合員數 出口數及出資一口金額

組合員數	一五九人
出口數	一、〇五〇口
出資一口金額	五円

尙ほ『組合員は勞務を以て生活せる者に限り』二五九名中七名を除き他は總て工場勞働者である。

三 管理及經營

總代會なり。理事五名及監事五名の椅子は友愛會に關係ある勞働運動家、學者及筋肉勞働者に依つて占められて居る。日常事務の爲には當初は『專任の事務員さへ置かず皆工場通勤の餘暇を以て事務を分擔して居たが八年八月芝に出張所を設けると共に會計に當る者一人工場を辭し専ら之に任ずるに至つた。然し他はなほ依然として工場勞働の傍ら經營に當つて居る』

四 資金

資金は未だ甚だ貧弱である。大正八年末現在の狀態左の如し。

拂込済出資額

六八五・六五

積立金 ナシ  
 借入金 一、一五〇・〇〇  
 合計 一、八三五・六五  
 即ち一組員當り約一一・五四である。

五 事業の設備  
 月島に本部、芝に出張所を設け賣却の便を計つて居る。加工の設備は未だ存しない。

六 賣却の方法  
 賣却の方法は昨年中は殆んど全部貸賣且配達に依つたが當事者の熱心に依つて漸次此の弊を改善するを得るに至り現今に於ては現金賣も多少生じ来り又大部分の組員は自ら組合に就いて物品を購求する様になつた相である。特約店を用ひず全部直營主義に依る。而して貸倒れ豫防の方法としては信用限度を設け普通拂込出資額以上に貸賣を爲さざることゝして居る。賣價は是亦折衷主義に依る。

七 事業の概況  
 昨年度中に於ける購買及賣却の状態は左の如し

大正八年度購買價額 三、二五六・七二五  
 賣却價額 二、八一九・七九〇

同 未現在高 七八一・九四〇  
 即ち一組員當り賣却價額は九ヶ月間約一七圓七三錢即ち一ケ年に付き約二三圓六四錢の割となる。

賣却品中最も主要なるものは薪炭(四八八圓七七〇錢)であつて醬油(四一八圓一五)酒其他の飲料水(三六九圓九四〇)石鹼(三六七圓七七〇)等之に次ぐ。因に昨年中米を取扱はなかつたのは一方には資金が不十分なる爲め他方には價格の變動に依る損失を恐れた爲めである。

八 貸借對照表、損益計算表及剩餘

金處分方法

甲 貸借對照表

▲借方の部

出資金 五、二五〇・〇〇  
 借入金 一、一五〇・〇〇  
 未拂購買品代 一八七・〇〇  
 未拂利子 三六・七五〇  
 本年度剩餘金 一・五六〇  
 計 六、六二五・三一〇

貸方の部

拂込未済出資金 四、五六四・三五〇  
 未收入賣却代金 三六・六七〇

購買品殘高 七八一・九四〇  
 建物 六〇六・一九〇  
 什器 一三五・一二〇  
 備品 二八・三〇〇  
 假渡金 一三〇・〇〇  
 聯合會拂込金 一〇〇・〇〇  
 郵便貯金 二・六一〇  
 振替口座 〇・五五〇  
 現金 二二九・五八〇  
 計 六、六二五・三一〇

乙 損益計算表及剩餘金處分方法

▲利益

購買品利益 三四二・〇九〇  
 雜收入 六・五一〇  
 計 三四八・六〇〇

▲損失

諸給料 五八・〇〇〇  
 諸稅負擔 四・一四〇  
 家賃 一二〇・五〇〇  
 事業費 一六四・四〇〇  
 計 三四七・〇四〇  
 差引剩餘金 壹圓五十六錢  
 右全部準備金として積立

第四 日光精銅所共同購買組合

(栃木縣上都賀郡日光町字清瀧)

一 設立の事情沿革

本組合の御在地は山間の僻地である。元

は殆ど人家も存しない位であつたが明治卅九年に古川の精銅所が設けられて以来其従業員が次第に移住し來つたので今は彼等に依つて一の工場町が作られて居る

總ての新開地居住者が經驗する如くに此地の當初の移住者も亦最初には商人の缺乏に依つて次では其暴利に依つて苦しめられた茲に於てか何等かの形に於ける廉價購入施設の必要が一般に依つて痛切に感ぜらるゝに至つたのである。古來我國の鑛山等に行はるゝ物資供給方法を見るに多くは所謂倉庫制度に依る。即ち雇主自ら物質を購入して或は利益を得て或は幾分の損失を負擔して使用人に頒つる法が之である。併し乍ら此制度には種々の弊害あるが故に當時の所長山口喜三所氏は之を排して明治四十年五月所員一團よりなる資金二百五十圓の組合を組織した。創設者の意圖は固より職夫を網羅するにあつたが試験的に先づ以て所員の間に組織したのである。然るに其利益自ら現れ來り職夫間にも加入を希望する者尠からざり

### 生活費問題

し故之を許して物資を供給し他日配給品に對する割戻金を以て出資に充てしめむとするの計を樹てた。斯くて會員四百を得るに及んで遂に産業組合法に依つて登記せられ法定の組合となつて今日に至つたのである。尙此組合は前記の爲替貯金局購買組合と共に大正五年模範的産業組合として産業組合中央會に依つて表彰せられた。上述の記事は中央會發行の「第七時産表彰産業組合」に負ふ所が多い。

### 二 組合員數、出資口數及出賃一口金額

最近四年間の状態左の如し。

大正五年末	六年末	七年末	八年末
組合員數	八七八	一、〇三六	一、三三三
出資口數	一、九二〇	二、三三三	二、八三三
出賃一口金額	一〇円		

尙ほ組合員は古河鑛業會社日光電氣精銅所の所員職夫及其縁故者に限り大正八年現在組合員の職業別は左の如し。

農	三
工	一、一四九
商	一五

雜 計 一、二五二

### 二 管理及經營

總代會なし。總會には會員の約三分の二出席すと云ふ。是れ我國に於ける一般の組合に比し異例である。蓋し茶菓の饗應あるに依る。但し其席上組合の管理に關し發言するものは殆んどなしとの事である。(此工場に於ては目下従業員協會と稱する縦の労働組合が作られてゐる。購買組合に關する意見でも其總會では述べられないで寧ろ此協會の會合の際に述べられる相である。)

理事五名及監事四名あり。共に全部會社役員に依りて占められて居る。五名の理事は夫々組合長、庶務、營業組合員の教育及指導及び會計の五部の一を擔當して居る。使用人たる常務員は目下の所支配以下二十一人である。

### 四 資金

大正八年末の状態左の如し  
拂込濟出資金 二九、二三一・四五〇

各種積立金 一二、九三七・四五九  
 借入金 ナシ  
 合計 四二、一六八・九〇九  
 即ち一人當り資金額は約三三・六八一である。

五 事業の設備

賣却の設備は他に非常に發達して居る。これ配達制度少く主として店頭賣却の制行はるゝに依る。特に記帳の制度は非常によく整ふて居る。

加工の設備としては精米機を備へて居る。

五 賣却の方法

賣却には貸賣現金賣共に行ふも現金賣は事實上殆んどなし。但し此組合は殆んど全部店頭賣却制度に依る點に於て我國に於ける異例を爲して居る。即ち職工に對しては全部配達を行はず所員に對しては配達を認むるも其際は定價以外に配達料を徴する。尙ほ貸倒れを防ぐ爲めに貸賣に限度を設けて各人の平均一ヶ月賃銀收入の八〇%を以つて信用限度とし而して賣掛金をば毎月二回給料中より差引くことゝ

して居る。特約店は元はあつたが現在は廢した。そして賣價の定め方は所謂折衷主義に依り大體市價よりも約一割安く賣ることゝしてゐる。

七 事業の概況

大正八年度に於ける購買及賣却は左の場である。

購買價額 三八三、七五二・四八〇  
 賣却價額 三八五、二七八・二六〇  
 一人當り賣却高 三〇六・〇五二

尙ほ賣却物品は米を第一とし醤油、清酒、野菜、砂糖、雜貨、菓子其他大凡そ六百種よりなる。日常生活用品は殆んど備はつて居る。

八 貸借對照表、損益計算表及剩餘金處分方法

甲 貸借對照表

▲貸方  
 拂込未済出資金 一、六六八・五五〇  
 特別預金 一二、四三七・四五九  
 證券 五〇〇・〇〇〇  
 什器 一、二三三・五六〇  
 不動産 七、一八六・一〇〇

賣掛代金 一一、八七三・八二八  
 商品 一二四、九七〇・三四四  
 現金 五〇〇・〇〇〇  
 合計 六九、九一九・八四一

▲借方

出資金 三〇、九〇〇・〇〇〇  
 準備金 七、八七〇・九七六  
 特別積立金 五、〇六六・四八三  
 支配未済金 一五、一九六・九七一  
 本年度剩餘金 一〇、八八五・四一一  
 合計 六九、九一九・八四一

乙 損益計算表及剩餘金處分方法

▲益

購買益金 一七、一四四・七七七  
 雜收入 二、〇一七・三七四  
 合計 一九、一六二・一五一

▲損

諸給料 五、一九九・八八〇  
 旅費 五一・九二〇  
 雜費 三、〇二四・九四〇  
 計 八、二七六・七四〇

之を處分すること次の如し

準備金 二、七七四・一六〇  
 配當(出資に對する) 二、三五〇・四〇三  
 (但年六歩の割)  
 特別配當(購買に對する) 三、九九五・六三四  
 (組合員購買の壹部強)

(内三百六十四圓六十四錢は出資拂込に充當)  
特別積立金 一、七二二・四一四

## 第五 購買組合名宗社

(東京市淺草區橋場町)

### 一 設立の事情及其後の沿革

本組合は世界大戰の結果として物價が著しく騰貴しつゝあつた大正七年末に設立せられたのである。而して設立の動機に關する組合の報告に曰く『唯に精神上の救済のみに止らず物質上の救済をも兼ね行ふことは現代僧侶の天職なりと絶叫し都下千六百の寺院の住職奮起協力して大正七年十月本組合設立せり』と。以て設立當時の發起者の抱負を覗ふことが出来る。併し乍ら此組合は事を小より始むることをなさないで當初より餘りに大仕掛且華手に行つたが爲に多大の資金の固定と経費の膨脹とを惹起し大正七年度に於て五千二百二十七圓三十六錢四厘、更に八年に入り一月乃至五月の間に八千八百九十三圓九十四錢九厘の缺損を生ずるに至つた。茲に於て當局者は一方に於ては賣却高の増加

他方に於ては経費の節減に腐心し六月より十二月に至る七月間によく九千六百七十二圓八十八錢一厘を剩すことが出来たのである。併し乍ら其財政的基礎は未だ鞏固とは云はれざるか故に今度の發達は偏に當事者の事務的なる經營に竣たねばならぬ状態にある。

### 二 組合員數出資口數及出資一口金額

	七年度末	八年度末
組合員數	一、五一五人	三、三九四人
出資口數	三、六一二口	五、八一三口
出資一口金額	三〇円	三〇円

尙ほ組合員「獨立の生計を營む各宗寺院の住職及其檀信徒に限り」八年度末現在の組合員を職業に依つて分類すれば左の如くである。

農業二一、工業七二、商業七五六、水産業五  
雜業二、五四〇(内僧侶八四七)

### 三 管理及經營

總代会なし。法定の機關以前に顧問及び總會に於て組合員中より互選せられたる評議員なるものを設く。理事七名及監事五名評議員五十名及顧問廿一名は凡て佛敎

の僧侶である。常務理事は有給とし他は名譽職とす。

日常事務の爲めには職員四十二名傭人五十二名が働いて居る。

### 四 資金

大正八年末現在拂込濟出資金及借入金次の如し(積立金なし前期繰越損五、一二七圓三六四あり)

拂込濟出資金	四〇、五三九・五〇〇
借入金	一九三、五〇〇・〇〇〇
計	二三四、〇三九・五〇〇

即ち一組合當り資金額は殆ど六八圓九五七となる。

### 五 事業の設備

全部配達制度に依るが故に賣店の設備なし。市内及郊外の五ヶ所に支部を設け以つて配給の便を計つて居る。配達の爲めには自動車馬車等を備へて居る。

加工の設備としては精米機を備ふ。

### 六 賣却の方法

賣却は全部貸賣且配達の制度に依つて

居る。然し特約店は用ひて居ない。貸倒れに就いては會員の加入は檀那寺住職の紹介に依るが故に無制限に加入せしむる場合に比して其危険少し。賣却に際し家族數信用程度等を参照するの外目下の處豫防の方法を講ぜず。八年度に於ける貸倒れは約七百圓であつた。賣價の定め方は是亦所謂折衷主義に依つて居る。

七 事業の概況

昨年度に於ける購買及賣却の状態は次の如くである。

七年度來購買品現在高 一一、九七一・一三六  
 六八年度購買價額 六四五、〇三八・四〇六  
 八年度買却價額 六六四、六七五・四八六  
 八年度末購買品現在高 五四、六八四・七四八  
 平均一人當り賣却高 一九八・七八五弱  
 尙ほ八年度賣却品中主要なるものを擧ぐれば、米(五〇七、六七九四七五)木炭(四八、六五三圓六〇八)醬油(三二、六四九圓六〇〇)酒(三一、六三八圓〇八〇)等である。

八 貸借對照表損益計算表及剩餘金處分方法

甲 貸借對照表

▲貸方	▲借方
拂込未済資金	出資金
各種預金	借入金
未收入賣却代金	未拂購買代金
購買品殘高	拂込未済聯合資金
建 物	事務員積立恩給基金
什器及備品	事務員身元保證積立金
諸 器 械	假 受 金
聯合會出資金	本年度剩餘金
出資立替金	合 計
假 拂 金	
現 金	
前年度繰越損	
合 計	

▲利益	預金利息
購買利益	
雜收	
計	
▲損失	
會議費	
報酬給料賞與手當	
旅 費	
消耗品費	
通信運搬費	
修繕費	
印刷費及廣告料	
交際費	
借地借家料	
保 險 料	
借入金利息	
諸 稅 費	
諸 損 費	
計	
差引剩餘金	
右全部前期繰越損の補償に充當	

本年度中に設立された消費組合は加成りに多ひ。次にやゝ特色ありと思はるゝ二、のものについて觀察する。

有限責任購買組合共益

有限責任購買組合共益



## 社の成立

今井嘉幸、賀川豊彦、西尾末廣、永井益慶、山本願彌太、松村敏夫、酒井清七氏等を發起人とする共益社は八月十日第一回總會を開催し九月中旬より事業を開始した。其綱領左の如し。

### 共益社綱領

- 一、實質本位の日用品を廉價に供給して組合員の生活を安定幸福ならしむ
- 二、購買に因る利益金を二分し一を組合資本に積立て共同の利益を計り他を組合員の購買高に應じて年末配當とし組合員の家政をして安定豊富ならしむ
- 三、適當と信したる貨物より漸次製造を開始して一に實用本位の物品を造り、二に組合員に職を與へて相互扶助の達成を期す
- 四、組合に薬局を設け醫師を聘して組合員の實費診療を開始し病魔の不安と社會的不幸の軽減に努む

尙同組合は時々生活改造問題に關する演說會を開いたり其趣意を民衆化し徹底せしめんが爲めに目覺しく働いて居る。九月廿四日には中の島公會堂に於て關西消費者大會を催したが聴衆場に充ち非常の盛會を極めた講演會に先立ち今井嘉幸氏

## 生活費問題

座長席に着き左の二項の決議を満場に語り可決した。

- 一、我等は全國的一大消費組合の出現を期す
- 一、我等は速かに消費組合を組織すべし

次で講演會に移るや共益社組合長今井嘉幸氏立ちて

文化生活の向上は最早財産權の擁護に非ず生活權の擁護擴張に在り近來の生活不安及び生活上の脅威より逃れて一步を進めんには一大消費組合の組合にあり

とて一八四四年四月ロツチデールに創められた僅か廿八人より成る消費組合が今日の大成功を來せる實例を引ききて消費組合の有利なるを説明し労働問題も消費組合組織を念頭に置かずしては駄目なりと大いに自己の畑に持つて廻る聽衆中「それは空想だ」と突然呼びたるものありその爲めに一時場内騒然となりしが今井氏の後を受けて「消費者議會論」と題し賀川豊彦氏は

吾人の生活向上は發明にあり労働者も今少しく團結と云ふ發明をなさざれば生活不安より逃るべからず

と喝破し大原研究所長高野岩三郎氏、市商

工課長矢紫匡雄氏、法學博士岡村司氏も亦政治的社會的方面より消費組合の必要を論じた。

### 大阪府下池田室町婦人會購買組合

昨秋の關西聯合婦人大會に代表者を送りたる大阪府下池田室町婦人會は毎月學術、經濟、家事、育兒に涉り講習會を開催し生活の改善のことに努めつゝあるが本年一月の會合に「諸物價の異常なる騰貴に原因する家庭生活の脅威を如何にして緩和するか」の問題に就て考究するところあり節約、不買、絹布排斥の諸同盟も多少の效果はあらんもこれは餘りに極端にて最も穩健な點より出發するには主婦中心の購買組合を設立するに限るといふことに一致し幹事は發起人となり町の諒解を求め加入者勧誘のため戸別訪問をなし四百六十口（一口二十圓）百三十五戸といふ好成绩を挙げ、理事監事等男子の役員に引渡しを了し直接經營を託し婦人は諒解、宣傳其他間接の仕事に任ずることとなり四月

一日より愈この婦人の手により成立したる購買組合は開始せられ

其一婦人幹事は云ふ物價暴騰の爲め常に物價の安定を缺き同質同量のもので甲乙兩店の間に四割位の差がよくあります、斯様な不愉快にはとても堪へられません、家計簿も豫算生活もあつたものではありません物價の緩和は申すまでもありませんが一面又此の正しい相場價で數量も品質も安心して得られる機關が欲しい、イヤ如何しても無くてはならぬと切實に考へましたからです併し一方には又この事業には非常な困難を忍ばねばならぬことも判つてゐますから、現在成功してゐる組合又失敗に歸した組合の經驗歴史等を多方面に調査して材料を取りました、組合の不馴な準備時代に設備費などに向つて資本を固定させること、他の商人の妨害、中傷、猜疑、集金難組合員住居の散在等が經營の困難な條項ですが勇氣と犠牲でやつて行きますと。

### 名古屋遞信従業員購買

#### 組合の成立

名古屋遞信局の計畫して居た市内遞信關係官署の従業員二千名を以て組織せらる可き共同購買組合は五月一日より實現された主として其衝に當る世話役の江田名古屋郵便局長は語る

「永い間若しんで居た組合も愈々生れる可く大體の骨組は漸く出来上つた組合の組織は己に定款も出来、大體を産業組合に組織とし認可申請書を一兩日中に縣廳へ提出するが物品購入の資金は本省から低利金を借入れ名古屋郵便局(一等局)に本部を置き支部を中央電話局と名古屋遞信局の二箇所置き其他二等局の赤塚、笹島、熱田、熱田海事部、東分局等へは係員が出賣りをする、以上局の事務員は勿論選送、集配人、電信電話工失迄全部直ちに組合員として月額金十錢を徴收することになった。

先づ當初は日常生活の必需品、主として文具類、雜貨、塵紙、化粧品食料品は先づパンとろどん位に止め置き、段々品種を増して、行く／＼は天どんなどの簡易な食物を局員が作つて賣る計畫である、尙今後、衣類、米、薪、味噌、醤油を始めあらゆる日常生活品を巷間より一割乃至一割五分引の安値で賣ることにする考へで名古屋郵便局内に電氣精米所を置くこととし、一日中朝は夜明から夜は遅く迄購買が出来得るやうにする。此組合を設ける根本の目的は、名古屋の小賣商人は餘りに暴利を貪るから、自給自足的に局員の生活安定を計

らうといふにある、そして名遞局の各課長が皆常務理事や幹事になり萬事商賣の采配を揮ふんだと。

#### 其他の運動

其他の運動中一、二のものを掲ぐれば

#### 物價調節同盟會

物價調節同盟會では創立と同時に當局を歴訪して實行に着手して居るが九月一日朝來實行委員四十三名は二隊に分けて活動を開始し同會か買占黨と信する米穀仲買店長谷川佐吉、吉川兵次郎、川口佐一郎、持田學助の四商店を訪問して物價騰貴に苦しむ國民の苦衷を訴へ更に同日朝の米穀取引所立會監視した。

#### 節約同盟

物價騰貴の今日尙一般民心の奢侈贅澤に傾くを慨し節約同盟會なるものが日本汽船、山下汽船、鈴木商店、大阪鐵工所等の有力者によつて組織された、この趣旨を賛して既に會員となつたものは京阪神は

固より東京、名古屋、奥羽地方等全国に渡りて凡そ一萬四千を算へてゐるといふが同會が實行してゐる主なるものを擧げて見ると。

- 一、和洋服その他日用品は出来るだけで在來の品を修繕洗濯して用ゆる事
  - 一、贈答品は成る可く廢止して止むを得ない場合は専ら實用向の物を用ゐる事
  - 一、米の節約を努むる事
  - 一、酒宴は成可見合せる事
  - 一、電力を節約する事
- 等である。

### 佐保の非買同盟

佐世保海軍工廠職工一萬三千人は十二月十六日から佐世保市内商店(呉服商、雜貨商、履物商其の他)に對し非買同盟を斷行する事に決した原因は年末に際し職工が例年に無き賞與を受けたるに付け込み俄に價格を引揚げ暴利を貪らんとするのを憤慨したるもので海軍々人も是と同様に非常に憤慨したと云ふ。

